

訪問介護 紅い華 熊本北センター利用料金表

平成30年4月1日現在

1.訪問介護サービス

サービス名称	単価	備考
身体介護 01	1,820 円	20 分未満
身体介護 1	2,730 円	20分以上30分未満。
身体介護 2	4,330 円	30分以上60分未満。
身体介護 3	6,330 円	60分以上90分未満。
生活援助 2	1,990 円	20分以上45分未満。
生活援助 3	2,450 円	45分以上70分未満。
身体 1 生活 1	3,450 円	身体介護 20 分以上 30 分未満と生活援助 20 分以上 45 分未満。
身体 1 生活 2	4,180 円	身体介護 20 分以上 30 分未満と生活援助 45 分以上 70 分未満。
身体 1 生活 3	4,910 円	身体介護 20 分以上 30 分未満と生活援助 70 分以上 90 分未満。
身体 2 生活 1	5,060 円	身体介護 30 分以上 60 分未満と生活援助 20 分以上 45 分未満。
身体 2 生活 2	5,790 円	身体介護 30 分以上 60 分未満と生活援助 45 分以上 70 分未満。
身体 2 生活 3	6,510 円	身体介護 30 分以上 60 分未満と生活援助 70 分以上 90 分未満。

※身体介護は90分以降30分毎に910～920円が加算されます。

※自己負担の金額は、上記の額にご本人の介護保険負担割合証に記載された料率(1～3割)を掛けた額になります。

サービス名称	単価	備考		
訪問介護初回加算	2,000 円/月	新規又は2ヶ月間サービスの中断があった利用者のみ訪問時のみ加算がつきます		
訪問介護生活機能向上連携加算	1,000 円/月	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所のサービス提供に同行し、理学療法士等と共同して作成した訪問介護計画書に基づいて、訪問介護サービスの提供を行った場合、最大3ヶ月間加算されます。		
緊急時訪問介護加算	1,000 円	ケアマネージャーと連携して緊急での身体介護での訪問を行った場合(月2回まで)加算されます。		
特定事業所加算Ⅱ	10%	より質の高いサービスを提供するために、職員の資質の向上を計画的に行う体制を整えたことで算定されることになりました。サービス提供ごとに加算されます。		
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	月総額の 13.7%	介助職員の地位向上のために新たに創設された加算で、全額が介護職員の賃金向上や福利厚生等に使われます。		
時間帯加算	時間帯	時間	加算額(%)	備考
	夜間	18:00～22:00	25%	
	深夜	22:00～翌 6:00	50%	
	早朝	6:00～8:00	25%	

※自己負担の金額は、上記の額にご本人の介護保険負担割合証に記載された料率(1～3割)を掛けた額になります。

## 2.日常生活総合事業介護予防サービス

サービス名称	単価	備考
訪問型サービスⅠ	11,680 円/月	概ね週 1 回、45 分程度の身体介護を含むサービス。
訪問型サービスⅡ	23,350 円/月	概ね週 2 回、45 分程度の身体介護を含むサービス。
訪問型サービスⅢ	37,040 円/月	概ね週 3 回、45 分程度の身体介護を含むサービス。
生活援助型訪問サービスⅠ	9,680 円/月	概ね週 1 回、45 分程度の家事支援中心のサービス。
生活援助型訪問サービスⅡ	19,360 円/月	概ね週 2 回、45 分程度の家事支援中心のサービス。
生活援助型訪問サービスⅢ	30,710 円/月	概ね週 3 回、45 分程度の家事支援中心のサービス。
初回加算	2,000 円/月	新規又は2ヶ月間サービスの中断があった利用者のみ訪問時のみ加算がつきます
訪問型サービス生活機能向上連携加算	1,000 円/月	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所のサービス提供に同行し、理学療法士等と共同して作成した訪問介護計画書に基づいて、訪問介護サービスの提供を行った場合、最大3ヶ月間加算されます。
予防訪問介護処遇改善加算Ⅰ	月総額の 13.7%	介助職員の地位向上のために新たに創設された加算で、全額が介護職員の賃金向上や福利厚生等に使われます。

※自己負担の金額は、上記の額にご本人の介護保険負担割合証に記載された料率(1～3割)を掛けた額になります。



訪問介護 紅い華 熊本北センター  
 管理者 宮崎美鈴  
 TEL.096-341-2088